

～都市計画提案制度のご案内～

平成 15 年 1 月 1 日に施行された改正都市計画法において、まちづくりに関する都市計画の提案制度が新しく創設されました。これは土地所有者等が一定の条件を満たしたうえで、横浜市や神奈川県などの地方公共団体に都市計画の提案ができる制度です。

横浜市では、地域の特性に応じたまちづくりを進めていくため、この都市計画提案制度の活用など、まちづくりに関する各種相談をお受けしています。

なお、横浜市に対して都市計画提案を行う場合の流れは次のとおりとなります。

◆まちづくりに関する各種相談

地域の特性に応じたまちづくりなどのご相談は、都市整備局の担当課が窓口となります。

相談の内容により、協議の必要な部署をご紹介したり、提案までの検討事項に関するアドバイスを行います。

◆内容の検討・事前調整

提案者は計画提案に向けて、地区の特性を踏まえた内容の検討、地域の方々への説明や意見集約等の調整、関係機関との協議などを行います。

【都市計画提案に係る事前相談の手続き】
計画提案に先立ち、横浜市に対して事前相談書を提出し、助言を求めることができます。

都市計画になじまない内容のものは、横浜市の担当部署をご案内します。

◇どんな都市計画でも提案できるの？

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び「都市再開発の方針」等を除いた都市計画について提案することが可能です。

ただし、用途地域など横浜市が決定するものは横浜市へ、区域区分（線引き）など神奈川県が決定するものは神奈川県へ提案することになります。

◇提案に必要な条件とは？

- ① 0.5ha 以上の一体的な区域であること
 - ② 「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等の都市計画に関する法令上の基準に適合していること
 - ③ 土地所有者等の 2 / 3 以上の同意（人数及び面積）があること
- が条件となります。

◇誰が提案することができるの？

- ① 提案区域内の土地所有者や借地権者
- ② まちづくりの推進を目的とする NPO 法人
- ③ 一般社団法人・一般財団法人
- ④ まちづくりの推進に関し経験と知識を有する団体などが、提案することができます。

◆都市計画の提案

提案者は、計画提案に必要な書類（計画提案書等）を横浜市に提出します。

◆横浜市の評価

横浜市は、計画提案書等を基に横浜市都市計画提案評価委員会において提案内容を評価し、都市計画決定（変更）する必要があるか否かを判断します。

都市計画決定（変更）をする
必要があると判断した場合

◆都市計画決定（変更）の手続

横浜市が都市計画法に基づく手続を進め、横浜市都市計画審議会の議を経て決定（変更）します。

都市計画決定（変更）をする
必要がないと判断した場合

◆提案者への通知

横浜市が横浜市都市計画審議会の意見を聴いた上で、決定（変更）しない旨とその理由を提案者へ通知します。

【お問合せ先】

[事前相談] 都市整備局地域まちづくり課（中区港町 1-1 市庁舎 6 階）

TEL045-671-2939

[提案後の手続き等] まちづくり調整局都市計画課（中区相生町 3-56-1 JNビル 5 階）

TEL045-671-2657